

平成30年10月17日 火力部会資料

環 管 — 5 7 7

平成30年8月22日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価  
準備書に対する意見について（通知）

このことについて、電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法  
第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別紙のと  
おりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町村長（秋田市）の意見は別添のと  
おりです。

## 秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

## 1 総括的事項

- （１）事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

- （２）現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。

- （３）工事の実施に当たっては、地域住民等の理解を得るよう努めるとともに、苦情等が発生した場合は、速やかにその原因を調査し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

また、本事業は大規模な石炭火力発電所の設置事業であることから、供用後の環境監視については関係機関と協議の上、具体的な監視計画に基づき適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

## 2 個別的事項

## （１）大気

施設の稼働に当たっては、硫黄酸化物や窒素酸化物、浮遊粒子状物質、重金属等の微量物質に係る排出量をより一層低減するため、硫黄分や重金属等の少ない石炭の確保に努めるとともに、ばい煙処理施設等の適切な運転管理及び維持管理を徹底すること。

## （２）植物及び生態系

重要な植物種の移植及び播種に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な移植先や移植方法等を選定し、慎重に行うとともに、移植及び播種の実施後は環境監視により生育状況を確認すること。

## （３）廃棄物等

施設の稼働に伴い発生する石炭灰等の産業廃棄物については、原則全量を有効利用することとしているが、長期にわたり大量に発生することから、継続的に有効利用先等を確保し、その処理に万全を期すこと。

#### （４）温室効果ガス等

- ア 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）におけるベンチマーク指標（火力発電効率）の 2030 年度の目標達成に向けた取組内容を可能な限り具体的に評価書に記載するとともに、国の温室効果ガスの削減目標と整合するよう実効性のある取組を計画的に実施し、その内容を毎年度公表するよう努めること。
- イ 発電設備の適切な運転管理及び維持管理の徹底や発電所内で使用する電力量の削減等により送電端効率の改善・維持に努めることとしているが、送電端効率の目標及びそれを達成するための取組内容を可能な限り具体的に評価書に記載すること。
- ウ 県及び市町村等が実施する地球温暖化対策のための施策に協力するとともに、自主的な地球温暖化対策を積極的に検討・実施すること。